

# 一般社団法人日本活断層学会会費規程

2017年5月23日総会決定

2025年5月26日総会改定

## (主旨)

第1条 この規程は一般社団法人日本活断層学会定款第8条により会費を規定する。

## (会費)

第2条 会費は以下の通りとする。

(1) 正会員 8,000円

(2) 賛助会員

特級 200,000円以上（学術大会・研究集会に10名参加可能）

A級 100,000円（学術大会・研究集会に8名参加可能）

B級 50,000円（学術大会・研究集会に5名参加可能）

C級 20,000円（学術大会・研究集会に2名参加可能）

(3) 購読会員 7,000円

2 正会員のうち、学生・院生については申請書を理事会に提出し、承認された場合には会費を2,000円とすることができる。

3 正会員のうち満65歳以上の会員は、会費一括納入申請書（別紙様式1）を提出し、会費を一括で納入することができる。一括納入した者については毎年の会費を徴収しない。一括で納入する会費は前年度末において満65歳以上の場合80,000円、満70歳以上の場合40,000円とする。但し、2025年度末時点で満75歳以上の場合に限り一括納入する会費は20,000円とする。

## (名誉会員)

第3条 名誉会員は会費を免除する。

## (途中入会)

第4条 年度途中における入会の場合にも会費減額は行わない。

## (改定会費の実施)

第5条 改定会費の実施は、総会の承認を得た翌年度からとする。

(会費の免除)

第6条

- 1 理事会は、大規模な災害により被害を受けた会員について、会費の納入を免除することができる。
- 2 対象は、原則として災害救助法の適用を受けた地域に住所、所在地または勤務地を有する正会員、賛助会員並びに購読会員のうち、当該災害により甚大な被害を受けた者とする。
- 3 会費の免除を受けようとする会員は、会長に、被害の状況及び程度を記した会費免除申請書（別紙様式2）を提出するものとする。
- 4 理事会は、会費免除申請書の内容を審査し、免除が相当と認められた場合にはこれを認めるものとする。
- 5 免除の対象は申請書が提出された年度の会費とし、当該年度の会費が既に納入されている場合には、これを翌年度の会費に充当するものとする。
- 6 免除を受けた会員は、被害の状況が翌年度も継続する場合には、再度会費免除申請書を提出することができる。

(改定)

第7条 この規程の改定及び廃止は、総会の決議を得なければならない。

(附則)

- 1 この規程は2025年5月26日から実施する。
- 2 第2条3項は2026年度会費から適用する。

(別紙様式1)

会費一括納入申請書

一般社団法人日本活断層学会会長 殿

年 月 日

下記の通り会費一括納入をしたいので申請します。

会員名

印

生年月日 年 月 日

納入金額 円

(別紙様式2)

会費免除申請書

一般社団法人日本活断層学会会長 殿

年 月 日

下記の通り会費納入の免除を受けたいので申請します。

会員名

印

会員種別

正会員・賛助会員・購読会員

被災を受けた場所（自宅、所在地または勤務先）

被害の状況及び程度